

税務に関する最新ガイダンス情報

2018年9月



JAN

02

03

APR

05

06

JUL

08

09

OCT

11

12

Content

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の内容に関する重要な最新情報をご案内させていただきます。

1.



輸出製品製造のために外部業者へ加工委託した輸入物品に対する輸入関税は免税対象とならない

2.



年間売上高500億VND未満かつ関連者間取引総額300億VND未満の独立支店は移転価格文書作成が免除

3.



外国で形成された情報技術プロジェクトの費用認識

4.



関連者による保証を受けた借入金の支払利息は損金参入が認められるか？

5.



既存投資プロジェクトの資産を使用する新しい投資プロジェクトは新規投資プロジェクトとは見なされない

6.



ベトナムで商業活動を行う外国商人に対するハイブリッド方式による外国契約者税の税務登録および申告



1. 輸出製品製造のために外部業者へ加工委託した輸入物品に対する輸入関税は免税対象とならない

輸出製品製造のために輸入する物品に対する輸入関税免税に関する2018年7月19日付けOfficial Letter 8628/BTC-TCHQ が財政省から発行されました。このガイダンスによれば、2016年9月1日（政令Decree 134/2016/ND-CPの施行日）以降は、以下の場合には免税物品の認定条件を満足しないことを明確にしています。



輸出製品製造のために物品を輸入するけれども、輸出製品の全体を直接加工せずに、輸入した物品の一部または全部を外部の機関・個人へ持ち込んで一部工程の加工を受けた後に、加工後の製品を受取り、自社での最終製造工程を終えて製品を輸出する場合。または、

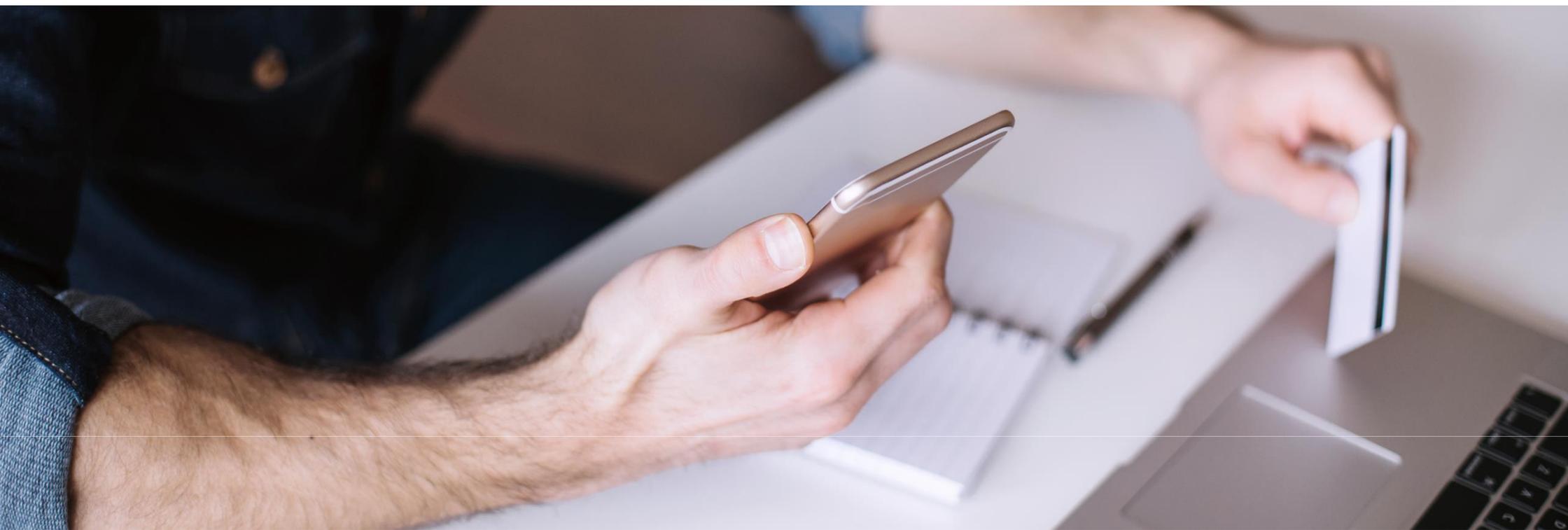


輸入物品を製造工程へ投入した後に、外部の機関・個人を雇い一部工程の加工を受けた後に、加工後の製品を受取り輸出する場合、または、自社での最終製造工程を終えて製品を輸出する場合。

上述の場合には、外部業者に加工委託した部分の輸入物品は免税対象となりません。

2. 年間売上高500億VND未満かつ関連者間取引総額300億VND未満の独立支店は移転価格文書作成が免除

移転価格文書の作成義務に関するガイダンスとして、2018年8月2日付けOfficial Letter 54153/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。これによれば、会社の支店が、独立した会計を行い、独自の会計部門を持って独自に損益計算を行っており、支店の年間売上高が500億VND未満、かつ、関連者間取引総額が300億VND未満の場合、当該支店は、Decree 20/2017/ND-CPの規定に基づく移転価格文書の作成が免除される場合に該当します。



3. 外国で形成された情報技術プロジェクトの費用認識

外国で形成された情報技術プロジェクトの費用認識に関するガイダンスとして、2018年7月31日付けOfficial Letter 53064/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。

このガイダンスでは、以下のような場合を対象としています。ベトナムに所在する会社が、外国に所在する会社との協力合意を締結して、当該外国会社から人件費、ハードウェア、ソフトウェアの購入費、および、付随する役務の提供を受け、プロジェクトの構築、実施、運営を行います。ベトナムの会社と外国の会社は、契約において各々の項目（ハードウェア、ソフトウェア、役務）の費用額を区別でき、プロジェクトが完了した時点で、ベトナムの会社は外国会社へのこれら費用の精算を行い、外国における全資産の引渡しを受けます。引渡しの際には、シリアルナンバーに基づく設備資産毎の情報詳細、ソフトウェアの著作権、項目毎の下請け業者名と共に、ベトナムの会社がこれら資産に対する全所有権、支配権を持つことが明記された書類を受け取ります。この場合、ハードウェアおよびソフトウェアの価額が規定に基づく有形固定資産および無形固定資産の認識基準を満たし、かつ、会社がそれら資産の所有権を持つことを証明する資料があり、ベトナムの管轄当局によりこれら資産に対する合法的所有権の確認を受けることができる場合、規定に基づく減価償却費を計上することができます。規定の条件を満たす場合、減価償却費の損金参入が認められます。

自社がサーバーの所有権を持つことを法定の規定に基づいて証明する法的資料に不備がある場合には、この資産に対する減価償却費の計上はできません。



4. 関連者による保証を受けた借入金の支払利息は損金参入が認められるか？

関連者による保証を受けた借入金の支払利息についての法人所得税取り扱いに関する2018年6月16日付けOfficial Letter 43767/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。これによれば、規定に基づく関連者を持つ会社に、関連者間取引（銀行からの借入金に対する保証）および非関連者との取引（銀行からの借入金）が発生した場合、支払利息の損金参入については、Decree 20/2017/ND-CP第8条第3項のガイダンス（課税年度におけるEBITDA（利払前・税引前・減価償却前利益）の20%を支払利息の損金参入限度額とする）に従います。上述の原則に基づく借入金の支払利息は、期中に発生した支払利息総額です（関連者からの借入金か非関連者からの借入金かは問いません）。





5. 既存投資プロジェクトの資産を使用する新しい投資プロジェクトは新規投資プロジェクトとは見なされない

活動中である既存投資プロジェクトの資産を使用する投資プロジェクトに対する法人所得税優遇措置に関するガイダンスとして、2018年6月25日付けOfficial Letter 43609/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。このガイダンスによれば、1つの省で活動中の既存投資プロジェクトで製造に使用している一部設備ラインを移転して使用する新しい省での投資プロジェクトが、投資段階を終えて事業活動を開始した年度では、投資優遇地域に関する条件を満たすことによる法人所得税優遇措置の適用を選択する場合、以下のようになります。



既存プロジェクトから移転した設備ラインを使用する新しい省での投資プロジェクトは、活動中の既存投資プロジェクトから独立した新規投資プロジェクトではありません。



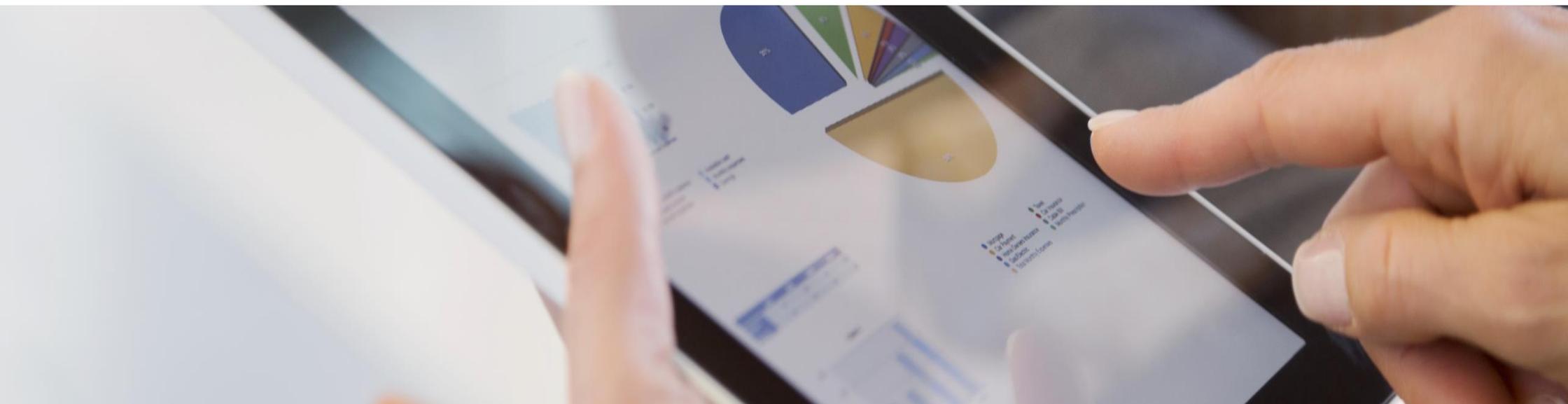
この投資プロジェクトが、規定に従う拡大投資プロジェクトの3つの条件の1つを満たし、かつ、投資プロジェクトの実施地域が、有利な経済・社会条件を持つ地域以外での工業団地である場合、拡大投資による追加所得分に対して、同じ地域での新規投資プロジェクトに対する免税および減税と同じ免税および減税（具体的には、2年間の免税および4年間の50%減税）を受けることができます（優遇税率の適用は受けられません）。

6. ベトナムで商業活動を行う外国商人に対するハイブリッド方式による外国契約者税の税務登録および申告



ハイブリッド方式に基づく外国契約者税の申告・納税のための税務コード発行に関するガイダンスとして、2018年8月9日付けOfficial Letter 3065/TCT-KKが税務総局から発行されました。具体的には、ベトナムに物理的拠点を有しない外国商人が、ベトナムに法人格を設立しない外国契約者の形態による商業活動の実施を望み、ベトナムの顧客と売買契約を締結する場合、管轄当局による輸出入権登録証明書の発行を受ける必要があります。

管轄当局による輸出入権登録証明書の発行を受けた上で、規定に基づくハイブリッド方式による税務登録および申告を行います。



JAN

02

03

APR

05

06

JUL

08

09

OCT

11

12

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

満重弘 (Hiroshi Mitsushige)

Manager – Japanese Desk
D +84 24 3850 1689
E hiroshi.mitsushige@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

